

中野区教育委員会会議録

平成31年第9回定例会

平成31年3月15日

中野区教育委員会

平成31年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

平成31年3月15日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時44分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第16号議案 中野区教育委員会事務局処務規則

(2) 第17号議案 中野区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(3) 第18号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2 協議事項

(1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども教育経営担当）

(2) 区立中学校における休業日の取扱いについて（指導室長）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 3月 6日 第68回社会を明るくする運動作文コンテスト

② 3月13日 平成30年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

ここでお知らせいたします。先週に引き続き、本日の教育委員会定例会の終了後におきましては、小学校長会との意見交換会を開催する予定ですので、あらかじめご承知おきください。事務局職員は、速やかに準備を行うようお願いいたします。

本日の会議録署名委員は伊藤委員をお願いいたします。

また本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

<議決事件>

入野教育長

それでは、議事に入ります。

議決事件の第 1、第 16 号議案「中野区教育委員会事務局処務規則」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

本件につきましては、先週の教育委員会第 8 回定例会でご協議をいただきました。その後、区長と協議を行った結果、同意の回答が得られましたので、中野区教育委員会事務局処務規則の全部改正を議案として上程するものでございます。

議案をごらんください。第 16 号議案「中野区教育委員会事務局処務規則」でございます。

提案理由でございますが、教育委員会の事務局の組織の編成を改める必要があるというものでございます。議案の内容につきましては、先週にご協議いただいたものと同じになりますので、説明については割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

現行のものでは、教育センターに関しては所長という執行責任者であるために、所長という表記をされていますけれども、新しいほうではいわゆる指導室の長である指導室長が兼任すると考えてよろしいわけですね。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

小林委員

教育センターについては、今度いろいろな組織が新しくなってさらに充実が望まれますので、ぜひこの辺のところはしっかりと進めていただければなと思っております。

以上です。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

渡邊委員

ちょうど新旧対照表が出ているので、その中で一応確認なのですが、スタートのところは次長で、課と分野ということで。新規のところには書いていないのですが、現行のところには統括管理者と書いてあるのですが、改正案のほうが簡略化されていて、その部分に担当者というのが、今までの副参事が恐らく課長になると思うのですが、さらに係等の中には、担当という形で例えば指導室なんかを見ますと、就学前教育推進担当というのがこの中では文字的には消えてしまっているのですが、そういう部門はツリーで言えばもう一つ下の部分にそういった係というものが設けられているのでしょうか。

指導室長

おっしゃるとおりでございます。指導室の中に就学前教育推進担当はそのまま残っております。

渡邊委員

そうすると係というのは、その中のトップというのは、係長という形でその後に担当者という形でいいのでしょうか。

指導室長

おっしゃるとおりでございます。就学前教育推進担当には係長を置いておりませんので、指導室長直結のような形で、指導主事と連携して推進していただいているところでございます。

伊藤委員

特にこれと直接かかわることではないかもしれませんが、子ども特別支援分野の子ども特別支援担当が、子ども発達支援担当と特別支援教育等担当になっていて、中身とし

ては特別支援教育係が特別支援教育、就学相談、特別支援学級の運営等々となっております。そして、それに属さないこと、あと経理などを子ども発達支援係がなさるとなっているのだと思いますので、ここの区分けは文字を見ただけだとわかりづらいところがあるので、今後、区民の方が迷われないようにその場に何か表記をしていただくとか、わかりやすくできることがあれば、紛らわしくないようにお願いできればと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

係名称、課の名称につきましては、短い文字の中で表記をしなければいけないという制約があり、現状の形になっておりますが、正しくその業務内容が伝わるようにそこは工夫、また情報発信をしていきたいと思っております。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

渡邊委員

これも確認なのですが、子育て支援の話で、子ども家庭相談等担当と児童相談所設置準備担当というのが、新のほうでは教育委員会から外れるのかということで。これは施設課のほうにいつているのか、そこだけ、どこに入ったのか。

副参事（子ども教育経営担当）

現行のところで児童相談所設置準備担当ということで位置づけておりますが、関連性の極めて深いところから位置づけていたところなのですが、今般、全般的に見直しをしまして、直接教育委員会として行う事務を位置づける。関連性の深い部分については、場面場面で教育委員会にも出席を求めますけれども、組織としては位置づけないということで再整理をいたしました。その関係で異なっております。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにご発言がなければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思っております。

ただいま上程中の第 16 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議決事件の第 2、第 17 号議案「中野区幼稚園教育職員の給与に関する条例

施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第 17 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、補足の説明をさせていただきます。

定例会資料をごらんください。今回の改正につきましては、国、東京都を初めとする他団体との制度均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件につきまして、見直しを行うものでございます。

次に改正内容でございます。扶養親族の認定に係る収入限度額を現行年間 140 万円未満から年間 130 万円未満に変更するものでございます。

続きまして施行日です。平成 31 年 4 月 1 日としております。なお経過措置といたしまして、平成 31 年度に限り、年間収入額が 130 万円以上 140 万円未満で認定されている扶養親族たる満 60 歳以上の父母及び祖父母につきまして、同年 4 月 1 日以降、引き続き年間収入額が 130 万円以上 140 万円未満と見込まれる場合、扶養親族として認定することができるものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

趣旨のところにも他団体との制度的均衡を図ると書いてありますけれども、これは今まではずれていたというか、差があったということなのですか。

副参事（学校教育担当）

このたび、さまざまな団体の中で見直しが行われていることから、私どももそれにあわせて見直しをするということでございます。

田中委員

ということは、東京都も今回見直したのでそれにあわせてということによろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

そういったことでございます。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第17号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件の第3、第18号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、事務局から説明をお願いします。

副参事(学校教育担当)

第18号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、補足の説明をさせていただきます。

教育委員会定例会資料をごらんください。特殊勤務手当の改正でございます。これにつきましては、東京都教育委員会が平成31年2月1日に、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議決いたしました。そのことによって、学校教育職員の特殊勤務手当の改正を行ったところでございます。

当該職員の給与につきましては、東京都学校教育職員の給与水準との均衡を考慮し決定しているため、区の任期付学校教育職員の特殊勤務手当につきましても、同様に改正するものでございます。

次に改正の内容でございます。週休日等に学校管理下において行われる部活動指導業務に3時間以上従事した任期付学校教育職員に対しまして、日額3,000円の特殊勤務手当を支給するものでございます。なお現行では4時間以上4,000円を支払ってございました。

施行日につきましては、平成31年4月1日から施行する予定でございます。

なお経過措置といたしまして、平成34年3月31日まではこの改正の3時間以上3,000円に加えまして、現行の4時間以上4,000円も継続してまいります。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

部活動の指導業務と書いてありましたけれども、表題の「特殊勤務手当」というのは、部活動以外にも該当する業務が何かあるのでしょうか。

指導室長

原則は部活動の指導でございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。なければ質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第18号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

協議事項の第1「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに協議に当たり、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、ご説明させていただきます。

一つ目に指示する内容でございます。教育委員会事務局組織の改編に伴う、次に掲げる五つの教育委員会規則の一部改正手続についてでございます。

一つ目が中野区教育財産管理規則。二つ目が中野区教育委員会公印規則。三つ目が中野区個人情報保護に関する条例施行規則。四つ目が中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則。五つ目が中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則でございます。

なお4番目の中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則につきましては、区立幼稚園の一時預かりに関する内容でございますが、先週の教育委員会でご協議いただきました。本定例会におきまして、議決事件とする予定にしておりましたが、当該規則におきまして、区長部局の規定を引用する部分がございます。現時点でその引用する規定を区長部局で整備中であることから、引用する規定の整備後に規則改正の手続を行う必要性が生じました。このため今回、教育長の臨時代理の事務処理に追加したところでございます。

続きまして、二つ目に指示する理由でございます。教育委員会規則の一部改正手続を行うため、速やかに教育委員会を開会し、議決を行ういとまがないと判断したため、教育長の臨時代理を指示するものでございます。

三つ目に改正の内容でございます。先ほど、第16号議案の中野区教育委員会事務局処務規則が可決されたことによりまして、教育委員会事務局の組織が平成31年度から改編されます。教育委員会事務局の組織については、分野が廃止され、事務局に課、係を置き、課に課長、係に係長を置くことになります。また子ども家庭支援担当の参事、学校再編・地域連携担当課長を置きます。これらを受けて、教育委員会規則の規定の整備を行うものでございます。

規則の施行日でございます。平成31年4月1日を予定してございます。

今後の予定でございます。3月下旬に教育長の臨時代理による事務処理により、教育委員会規則の制定及び交付を行います。4月5日の教育委員会定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま事務局からご説明がありましたとおり、組織改正に伴う教育委員会規則の一部改正手続の事務処理を教育長の臨時代理により行うものです。教育委員会では、来週から区立幼稚園の修了式、区立小学校及び中学校の卒業式、その翌週には桃園小学校及び向台小学校の閉校式の行事が予定されております。教育委員の方々にも祝辞の贈呈などでご出席をいただく予定ですので、この間に教育委員会を開会することは難しいということになります。

それでは、各委員からご質問またはご意見伺いたいと思います。ご発言はございますでしょうか。

そのために私のほうでということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特段ご意見がなければ本件につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ありがとうございました。それでは、本協議は終了いたします。

続きまして、協議事項の第2「区立中学校における休業日の取扱いについて」を協議い

たします。

初めに協議に当たり、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、区立中学校における休業日の取り扱いについて、補足説明をいたします。

2019年、平成31年度の教育課程編成に当たり、全区立中学校長から中野区立学校の管理運営に関する規則第3条の2第1項で、休業日と定められている都民の日を2019年、平成31年度に限り、授業日としたいとの申し出がありました。

申出理由は、2019年、平成31年度は、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日となるため、即位の日前後の国民の休日も加えると、休業日が4日間増加し、例年に比しても休業日が3日程度ふえることになるからです。そこで生徒が十分に学習に取り組めるよう、必要な授業日及び授業時数を確保する必要があるという申し出があったということでございます。事務局といたしましては、各中学校の自発性に基づく正当な申し出と認めますので、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま事務局からご説明がありましたけれども、区立学校の学期及び休業日は、中野区立学校の管理運営に関する規則により定められております。校長の申し出により教育委員会が認めた場合は、別に定めることができることになっております。今回の各中学校の校長からのお申し出の内容は、ご説明のあったとおりですが、質疑を含めて改めてご意見を伺いたいと思います。

発言はございますでしょうか。

田中委員

現場の校長先生方がいろいろ編成される中で、子どもたちの学力のこと考えての申し出だと思うので、この方向でよろしいのではないかなと思います。

小林委員

今回の理由とか、この内容について私はいいと思うのですが、開校記念日の扱いの管理運営規則がどうなっているのか、もう1回確認したいと思うのですが。お願いいたします。

指導室長

本区におきましては、開校記念日は休業日には定めておりませんので、授業日として実施しているところでございます。

小林委員

これは区市によってさまざまで、それぞれの管理運営規則に基づいて、開校記念日も授業日としない地区も結構多くありますし、そうでないところもあるということだと思っております。これは恐らく小学校は継続して休業日ということなのではございますけれども、小学校と中学校が違って理由を教えてくださいたいと思います。

指導室長

今回、指導室の施策としまして、今年度までは振替休業日をとらない土曜日を8日間で実施しておりましたが、来年度からそれを10日間にふやすという方針で行わせていただいております。

さらに小学校におきましては、土曜日は通常、小も中も今までは3時間で行っていたところがございますけれども、小学校のほうは原則4時間でやっていただくということで、小学校のほうは相当数の授業時間の増加が見込まれるということもございます。

以上でございます。

小林委員

今のことは状況としては理解できます。ただ状況として、例えば同じ学区内である小学校と中学校が、小学校はやっているとかやっていない、中学校はやっているとかやっていないという、こういう部分については、今回は逆に小学校はやって中学校はやらないということなのではございますけれども、これが果たしていいのかどうかというのはいろいろ考え方だと思うのですが、私は個人的にはこうしたものに関しては、各学校が判断できるような状況を今後検討していくべきではないかなと思っています。学校の地域の特性だとか、ここでは授業はやるけれども、例えば地域でこういった行事があるとか、そういうときにはむしろ授業日としないとか、さまざまな特色というのですか。そういうものを後押しする意味でも、こうした管理運営規則というのは、公平性とかさまざまな部分からしっかりと押さえておかなければいけないという、一つの理由づけがあると思うのです。

今後は、いわゆる学校の教育課程を編成する際に、選択の余地をできる限り広げていくということで、きょうのこの内容については、もちろんこれでいいと思うのですが、今後において、そういった裁量の部分を少し拡大するような方向性も検討していったらいいかなと思っていますので、継続して事務局の中でも検討していただければありがたいと思います。

以上です。

指導室長

実は委員もご案内のことかと思いますが、現行の管理運営規則でも今おっしゃったようなことは可能ということになっております。ですから例えば今回、都民の日に関しまして、中学校は全校一致でほかの学校との整合性も含めてご提案があったのですが、これは実は何か理由があったときには、1校だけでもこちらのほうに提案というか、そういうことができるような決まりになっております。

指導室としましては、現在でも何か個別の事情がありましたら、例えば土曜公開日をずらすとか、そういうことにも柔軟に応じておりますので、委員ご指摘のことは、今後も学校の独自性や地域の独自性があるので、それは推進していきたいと思いますが、一方で何でもかんでもそれで良いということではなく、我々は、それは十分に審議をした上で認め、そしてこちらのほうにご提案させていただきたいと思っております。

入野教育長

ほかにご意見ございますでしょうか。

伊藤委員

これに伴って土曜日を10日にするというご提案がありました。現場の子どもや先生方の、また実施してみてものご様子などを聞いていただいて、今年度だけということなのですか、それは、今後ということでしょうか。

指導室長

今回、中学校から提案させていただいているものに関しましては、今年度だけでございます。それから土曜日の8日間を10日間にふやしたということに関しましては、今年度だけということではなくて、その後もやっていきますけれども、ただしいろいろなことで検証はして、いろいろな新しい事情等が出た場合には、また見直し等も検討してまいりたいと思っております。

伊藤委員

ぜひその検証のほうもよろしくをお願いします。

小林委員

今、土曜日のことが話題になったわけですが、土曜日の教員の勤務はどういう状況になっているか、確認したいと思います。

指導室長

半日振り替えということで、ほかの日にその分を振り替えるということで対応させてい

ただいております。

小林委員

区市によっては、土曜日は授業を午前中やって、勤務を1日扱いにしているような地域もあると聞いています。そうした場合、勤務は午後まであるわけですがけれども、その間に特段何か授業とか行事は組まれないと。

実は、土曜日の午後の使い方というのは、かつて学校週5日制が導入される前は、もちろんこれは勤務ではなかったとは思いますが、そういった時間の中でさまざまな行事の準備であるとか、いろいろなことをやっていたわけですね。逆に勤務ということにしておいて、その間に自由にいろいろできるような時間設定をするということは、私は働き方改革の中で、日常の中で学校週5日制の中で、もともと学校週5日制というのは、もちろん平成10年以降はそれに対応した学習指導要領になっているとはいえ、もともと6日制の中での枠組みでやってきたわけですので、相当無理があるわけですね。ですから今後、土曜日の使い方というのは、少しいろいろと教員の負担にならないような形で、かつ教育活動が有効に機能するようというのを検討する余地があるのではないかと考えています。

ただいわゆる週休2日制という視点から、教員の勤務負担というのが考えられがちですが、実際教員はやはり子どもが登校している日というのは、よほどのことがない限り休まない。言ってみれば有給休暇の取得率は極めて低いというのが実態ですので、逆に振りかえて長期休業でしっかりと休んだり研修したりできるような、そういうシステムを、いわゆる教員の勤務の特殊性ですね。そういうものをしっかりと認めていくような仕組みをつくっていく必要があると思いますので、この点もぜひご検討いただければと思います。

以上です。

指導室長

教員なんかも誤解されがちなのでありますが、子どもの授業日と教員の勤務というのは、切り分けて考えることができると思います。実は現行のシステムの中でも、そういうことは柔軟に可能な部分もあります。それに関しましては、今、委員ご指摘のことを学校長と協議しながら対応してまいりたいと思いますが、一方で土曜日の午後等につきましては、一部教員からは子育て等で一刻も早く帰りたいと。そういう声も聞かれているところでございますので、そのところはいろいろな方にご意見を賜りながら、学校が特色を出

せるような教育課程、その他を考えてまいりたいと思います。

入野教育長

ほかにご発言ございますでしょうか。

特にご意見がなければ、この案について教育委員会として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、本件につきましては、ただいま了承が得られましたので、事務局は事務処理を進めてください。

協議は終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

続いて、報告事項に移ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括して報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

3月6日でございます。第68回社会を明るくする運動作文コンテストがございまして、入野教育長がご出席されております。

3月13日でございます。平成30年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式がございました。入野教育長がご出席されております。

以上でございます。

入野教育長

各委員から補足、質疑、その他の活動報告がありましたらお願いいたします。

田中委員

先日、保育園の園児の健康と安全を守る学会の研修会があつて参加してきましたのですが、そのときに東京都の元多摩児童相談所長の佐柳忠晴先生の講演を聞きました。ちょうど目黒の事例も含めて1時間ぐらいのお話だったのでありますが、そのときにいろいろな話が出ていたのですが、児童虐待を防止するために児童相談所の役割が重過ぎるのではないかという話をされていて、児相は今1人3役のようなことをしているのだけれども、実は児相は本来は児童と家庭の支援に目を向けて、裁判所が一時保護とか親権停止などを

決定して、警察が実力行使をするという、そういう役割分担をうまくするといいいのではないかという話をされていたのですけれども、僕はこういう話を初めて聞いたのですが、こういうのはやはり児相にかかわる方々の間では割と、認識というか、共通の問題なのでしょうか。ちょっとその点も教えてもらえればと。

副参事（児童相談所設置準備担当）

今、さまざまな事件を発端として、そういったいろいろな権限についてどういうふうに設置されるべきかというのは、国のほうでも検討がされているところです。今、先生がおっしゃったような権限のあり方は、諸外国ですと割とそういった形でやっている国もございますけれども、現在日本では3権が一緒になっている。ただその中でも今、法律の改正案などがこれから出てくると思いますが、介入の部分と支援の部分というのは、役割をきちんと明確に分けるべきではないのかといった議論がされて、法の中でもそのような提案がされていくのかなと思います。

ただ、やはりもちろんいい面もあるのですけれども、介入といってもその介入の中身が支援と継続性を持った介入の部分と、本当に権力行使の介入の部分を見相は一緒くたに持ってしまっていますので、支援と一体となった介入の部分を逆に分けることによって、やりづらくなるといったような課題も呈されておりまして、これから制度全体としても議論が深まっていくところかなと承知しているところです。

渡邊委員

先日、子どもとは違うのですけれども、高齢者の虐待について弁護士さんからの講義を受けてまいりました。その中でその弁護士さんとお話をしている中に、児童の虐待についても法律的な話を伺ってきまして、やはり我々としても学校の現場として、何となく児童が虐待を受けているのではないとか、報告とかという、そういったあたりについて、施設とか担当者とかという形になると、法律的に義務が課せられているということが結構いっぱいあって、それを全ての人たちに認識されていないのではないかという、そういうイメージを。

例えば虐待を受けていれば、報告しなくてもいいのかなとか、したほうがいいのかではなくて、しなければならぬとか法律的な言葉で言うと、しなければ何らかのペナルティーが科せられるという義務の言葉とか、法律用語の中の使い方、いろいろと厳しいものがありました。やはりこれから児相ができてきて、そういったところを考えると、我々もそういった意味で義務、例えば何となくではなくて、本当に科せられた義務だとか、

そういうものを改めて教職員全ての学校等にかかわる、子どもたちにかかわる人たちに整理する必要はあるのかなど。そういった機会を持って、自分たちは法律的にやらなければいけないということを、もし間違ったらどうしようではなくて、何らかの形でという、法律的根拠があるということを再認識する必要があるのではないかなどというのは一つ感じました。

そして、警察の役割とかといっても、警察と一緒にいてくれることは、ついていてくれるそうですけれども、ついていてくれて何もしてくれないということをやんと認識しなければいけない。ついていてはくれるのですけれども、警察はついていくだけで何もしないと。そこで、ちょっとこれは解釈の問題があるのですけれども、ついていて殴られたら警察は介入してくれるのですけれども、ついていくだけであって、それとか突入も、鍵をあけてくれれば入れるけれども、壊して入るとか、ある程度警察がいても。だから我々がやれること、やれないこと、やはり法律的なことというのは、こういった機会に1回聞いてもなかなかわかるものではないので、そういったことも我々としても研修の機会を教員、学校にかかわる人たちに設けなければいけないのではないかなど。これは私の感想だったのですけれども、そういった機会を設けたいと思っております。

もう1点、昨日なのですけれども、東京都医師会の学校担当理事の連絡会がございました。その中で東京都の教育庁の担当者がいらっしゃって、外部講師を用いたがん教育の展開ということのお願いを伺ってまいりました。再来年度からがん教育が教育要領の中に完全に盛り込まれて、各学校で実施していかなければならない状況の中に、外部講師を用いた講義のやり方とか、そういったものの考え方、各学校、その他等に協力の依頼という話がありました。どうやって進めていくか示されたわけではなくて、お願いの形でお話されたのですけれども、時期も迫っていますし、関係部署と色々な形で考えていかなければいけないのかなと感じましたので、ご報告申し上げます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどお話があった2件について出席いたしましたので、私のほうからご報告をさせていただきます。

3月6日に社会を明るくする運動の作文コンテストの表彰式に出席いたしました。校長会でもうれしかったこととしてお話を申し上げましたけれども、小学校、全中学校のご協力でたくさんの出品があったと聞いております。だんだんふえてきているというお話も

聞いております。その中で東京都のコンテストに10人の小中学生の作品が出されました。さらにその中で優秀賞を受賞した上高田小学校の6年生が、無駄なことなんてないという自分の作品を朗読いたしました。コミュニケーションに大事なことは笑顔と真剣に聞くこと、受け入れること、相手を思いやる力、信じる力というように挙げて作文を書いておりますが、大きな社会になってしまうと、自分たちはまだ無力かもしれないけれども、私の周りの小さい世界では、明るく楽しく過ごすことにつながると思うと結んでおりました。

その後、主催者から予定外といいますか、一人一人の児童生徒に感想を聞かれました。話された内容もこの作文のようにすごくしっかりしたものだったのですが、しっかりとした言葉遣いで自分の考えを即座に伝える力を目の当たりにしまして、未来の種をまく一人一人が輝く教育を中野区の学校教育、幼児教育でしていただいているのだなということを実感した会でした。

また3月13日には、校園長会に先立ちまして、区長ご臨席のもと、今年度をもって定年退職をお迎えの3名の小学校長先生、3名の中学校長先生の退職校長感謝状贈呈式を開催いたしました。6人の校長先生方には、中野区の教育を長きにわたって支えていただいたことに教育委員会を代表して、心から感謝申し上げます。くしくもこの先生方がお生まれになった昭和33年から35年というのは、学習指導要領が、教育課程の基準としての性格が明確にされたり、道徳の時間が新設されたり、科学技術教育の向上が盛り込まれたという時代だったのですが、そして、今度の新しい学習指導要領では、6回目の改定になりますが、道徳の教科化とか、プログラミング教育の導入というふうに、この60年間の変化の速さは、本当に大きなものなのだというお話をさせていただくと同時に、皆様のご健康と今後のご活躍をお祈りして、引き続き学校教育へのご支援、ご協力をお願いいたしました。

ご報告は以上でございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続いて、事務局から報告事項はございますか。

なければ、最後に事務局から次回開催について、ご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回開催でございます。4月5日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第9回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時44分閉会